

第 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月)

せたな町農業委員会

第6回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年11月29日(月) 午後1時30分から1時57分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
第7	議案第5号 土地現況証明願について (農業委員会等に関する法律第31条該当)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第6回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん本日は大変どうもご苦勞様でございます。

11月も最後で師走に入ります。まだまだお忙しいなかでございますけれども、本日は総会ということでご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

会長

また、総会終了後に利用状況調査の取りまとめも行いたいと思います。その後は1年間休んでおりました、ななつぼし選手権も行いたいと思います。早速本日の総会に入らせていただきたいと思います。

事務局長

それでは、只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、10番金谷委員、11番弥左委員を指名いたします。この指名は、第6回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長

「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 11 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 1 ページをご覧下さい。

番号 26 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農業用機械格納庫建設のための一部解約でございます。

事務局

2 ページをご覧下さい。

番号 27 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農業用倉庫建設のための一部解約でございます。

事務局

3 ページをご覧下さい。

番号 28 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、贈与をするためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 3 年 11 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 4 ページをご覧ください。

番号 18 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 22 筆、地目は全て畑、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は親子間の使用貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、こちらの理由につきましては、父の農地を使用貸借し営農に励みたいためでございます。

事務局 5 ページをご覧ください。

番号 19 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、地目は全て田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は贈与でございます。こちらの理由につきましては、農地を譲り受け営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

番号 75 番に関しましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしますと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 11 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 73 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の 4 筆、内、田が 4 ヶ所 m^2 、畑が 1 ヶ所 m^2 、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田と普通畑、契約内容は使用貸借、期間につきましては 2021 年 11 月 29 日から 2024 年 11 月 28 日までの 3 年間、新規でございます。

事務局

番号 74 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
の計 6 筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2021 年 11 月 29 日から 2024 年 11 月 28 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございます。

事務局

番号 75 番。利用権の設定等を受ける者、
、
さん。

事務局

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の2筆、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございます。期間につきましては、2021年11月29日から2024年11月28日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長

「日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案4ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和3年11月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料11ページをご覧ください。

番号6番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は田、面積が[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、転用の目的につきましては、農業用機械格納庫1棟の建設のためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図につきましては、15ページ、16ページの図1、図2のとおりで

事務局

ございます。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内の転用であり、経営拡大につき既存の農業倉庫が狭くなり、隣接する用地に農業用機械格納庫を建設するもので、効率的な経営につながるものと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

17 ページをご覧ください。

番号 7 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED] 地、地目は田、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、農業用倉庫 1 棟の建設のためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図につきましては、21 ページ、22 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内にある農地でございますが、経営拡大のため既存の農業倉庫、作業スペースが狭くなり、非農地は住宅倉庫として利用しており、効率よく作業ができる隣接する用地に、農業用倉庫を建設するもので、今回農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

番号 14 番に関しましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしく願いいたしたいと思っております。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土地現況証明願について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 3 年 11 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 23 ページをご覧ください。

番号 13 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は田、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さん、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

場所につきましては、25、26 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

事務局

番号 14 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

場所につきましては、27、28 ページの図 7、図 8 のとおりでございます。

事務局

番号 15 番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、公簿地目は田と畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用状況につきましては山林と原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

場所につきましては、29、30 ページの図 9、図 10 のとおりでございます。

事務局

番号 16 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

場所につきましては、31、32 ページの図 11、図 12 のとおりでございます。

事務局

番号 17 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

場所につきましては、33、34 ページの図 13、図 14 のとおりでございます。

事務局

番号 18 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

場所につきましては、35、36 ページの図 15、図 16 のとおりでございます。

事務局

番号 13、14、16、17、18 番につきましては、2021 年 11 月 17 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、番号 15 番につきましては [REDACTED] 会長、[REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

14 番

はい。確認なんですが、17 番。地番が [REDACTED] ですが、図面では地番が [REDACTED] になっているので気になるのですが。

議長

小池係長。

事務局

こちらの土地につきましては分筆をしております。

事務局長

最近分筆されまして、航空写真には地番が反映されていない地番ですので、図面上の赤い四角の部分が [REDACTED] ということで、新しく地番登記されております。

議長

はい。[REDACTED] 委員よろしいですか。

14 番

はい。了解いたしました。

議長

それでは他に質疑ございませんか。

議長

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 6 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 12 月 17 日

会議録署名委員

10番 金谷勝則

11番 弥左輝彦

議長 原田喜博